

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2024 年 6 月 10 日

株式会社サニックス

株式会社サニックス資源開発グループ

2024年6月10日

吸収分割に係る事前開示書類

福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号
株式会社サニックス
代表取締役社長 宗政 寛

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
株式会社サニックス資源開発グループ
代表取締役社長 武井 秀樹

株式会社サニックス（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の100%子会社である株式会社サニックス資源開発グループ（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024年6月3日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2025年4月1日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が営む産業廃棄物・一般廃棄物の収集・運搬、再生、処分に係る事業、再生燃料の製造等に係る事業、その他これらに付帯関連する事業に係る権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）
本吸収分割に際して、吸収分割承継会社は吸収分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。吸収分割承継会社は吸収分割会社の100%子会社であることから相当であると判断しております。
3. 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）
該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類等の内容

① 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

吸収分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又は吸収分割会社のWebサイトよりご覧いただけます。

<https://sanix.jp/ir/securities.php>

② 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ、第 192 条第 6 号ロ）

吸収分割承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、最終事業年度がありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ及び第 192 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ及び第 192 条第 4 号ハ、並びに第 183 条第 4 号ハ及び第 192 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

5. 本効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、本吸収分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される吸収分割会社及び吸収分割承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収分割後の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本吸収分割により吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継する債務については、吸収分割会社が重疊的に債務を引き受けますので、当該債務に関する債権者が本吸収分割によって不利益を被ることはありません。

6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします

以 上

吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。



吸収分割契約書

株式会社サニックス（以下「甲」という）と株式会社サニックス資源開発グループ（以下「乙」という）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約を締結する。

第1条（分割の方法）

乙は、本件吸収分割により、甲が行う産業廃棄物・一般廃棄物の収集・運搬、再生、処分に係る事業、再生燃料の製造等に係る事業等、これらに付帯関連する事業（その他の甲の環境資源開発事業本部管掌の事業を含み、以下「本対象事業」という）に関する第5条（承継する権利義務）記載の権利義務を甲から承継し、甲は乙にこれを承継させる。

第2条（会社の商号及び住所）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりとする。

甲 吸収分割会社

商号 株式会社サニックス

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号

乙 吸収分割承継会社

商号 株式会社サニックス資源開発グループ

住所 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号

第3条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、令和7年4月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは甲乙合意の上これを変更することができる。

第4条（増加する乙の資本金等）

本件吸収分割により増加する乙の資本金等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 0円
- (3) その他資本剰余金の額 甲から承継する資産の額から承継する負債の額及び(1)の額並びに(2)の額を控除した額とする。

第5条（承継する権利義務）

乙が甲から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細」に記載の一切の資産、負債、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務とする。なお、承継する資産及び負債は、令和6年3月31日現在の甲の決算書その他同日現在の計算を基礎とし、これに第3条に定める効力発生日の前日までの増減を加味して確定した上で、効力発生日において乙に引き継ぐものとする。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受（併存的債務引受）の方法による。

3. 乙は、別紙「承継権利義務明細」に記載のとおり、本対象事業に主として従事する従業員（環境資源開発事業本部外の部署に所属する従業員で、本対象事業のために専ら従事している者を含み、以下同じ）との間の雇用契約を承継する。
4. 乙は、甲が保有する廃棄物処理工場に係る不動産、設備その他の動産を甲から賃借して、本件吸収分割に基づく本対象事業の承継後、本対象事業を運営するものとする。

第6条 （分割対価の交付）

乙は、本件吸収分割に際して、甲に対して株式の割当てその他の対価の交付は行わないものとする。

第7条 （分割承認決議）

1. 甲及び乙は、本件吸収分割に係る本契約の内容について、各々の取締役会の承認を得ていることをここに確認する。
2. 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行うものとする。
3. 乙は、会社法第796条第1項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行うものとする。

第8条 （会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後本件吸収分割の効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙で協議のうえ、これを実行する。

第9条 （分割条件の変更、分割契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変、経済状況の激変その他の事由により、本対象事業および本対象事業に属する財産に重大な変動が生じた場合又は甲もしくは乙の財務状態もしくは経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件吸収分割の実行に支障となる事態が生じた場合は、甲乙で協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （吸収分割の延期）

本件吸収分割に関係官庁の承認が必要な場合においてその承認が効力発生日の前日までに得られないときは、甲及び乙は、その合意により効力発生日を延期することができる。

第11条 （競業禁止義務の免除）

甲は、本件吸収分割にかかわらず、乙に対し、競業禁止義務を一切負わないものとする。

第12条 (公租公課等の負担)


乙が本件吸収分割により甲から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、効力発生日の前日までは甲が、効力発生日以後は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。


第13条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙で協議のうえこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

令和6年6月3日

甲 福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号
株式会社サニックス
代表取締役 宗 政 寛 

乙 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
株式会社サニックス資源開発グループ
代表取締役 武 井 秀 樹 

別紙「承継権利義務明細」

1. 承継する資産、負債

以下に該当するもの。但し、甲乙の協議により承継することが適切でない判断され、その旨書面により合意されたものを除く。

また、知的財産権については下記4.において定める。

(1) 【承継する資産、負債の項目および金額】所定の一覧に記載の資産、負債。

(2) 上記(1)に記載の資産、負債のほか、本対象事業にのみ属する一切の資産、負債。但し、甲の廃棄物処理工場に係る不動産、設備その他の動産は除く。

【承継する資産、負債の項目および金額】

資産の部勘定科目	譲渡価格	負債の部勘定科目	譲渡価格
現金預金	831,076,611	経費未払金	813,352,127
売掛金	3,236,777	未払人件費	8,556,551
棚卸資産	416,883,847	賞与引当金	53,481,213
前払費用	9,722,319	前受金	6,014,010
仮払金	35,000	預り金	292,187
立替金	35,000	再資源化費用引当	13,793,918
出資金	2,100,000	退職給付引当金	320,361,261
破産更生債権等	641,764	負債合計	1,215,851,267
保証金	390,000		
貸倒引当金	△3,878,541		
資産合計	1,260,242,777		

(注) 乙が甲より承継する権利義務のうち資産および負債の評価は、令和6年3月31日現在の甲の決算書の計算を基礎とし、これに本件吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

2. 承継する契約（雇用契約を除く）

本対象事業にのみ属する一切の契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、以下のものを除く。

(1) 甲を賃借人とする不動産賃貸借契約

(2) リース契約（本件吸収分割により承継されるリース資産に係るリース契約を除く。）

(3) 効力発生日より前に確定した売掛金債権（売上計上済みの債権）およびこれに対応する費用の債務

(4) 保険契約

(5) 甲乙の協議により承継することが適切でない判断され、その旨書面により合意されたもの

3. 承継する雇用契約

本対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、以下のものを除く。

- (1) 本件吸収分割によっては承継されない旨を効力発生日の前日までに甲と合意した従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務
- (2) 甲乙の協議により承継することが適切でないと判断され、その旨書面により合意されたものの

4. 承継する知的財産権

本対象事業にのみ属する著作権等の知的財産権。但し、本契約締結日において既に成立している産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいい、出願中のものを含む。）及びその権利義務、又は甲乙の協議により承継することが適切でないと判断され、その旨書面により合意されたものを除く。

5. 承継する許認可

本対象事業にのみ属する免許、許可、認可、認定、承認、登録、届出等のうち、法令上承継することが可能なもの一切。

以 上



吸収分割承継会社の成立の日に係る貸借対照表の内容

貸借対照表

2024年5月17日時点

会社名：株式会社サニックス資源開発グループ

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,000,000	流動負債	0
現金及び預金	10,000,000	負債合計	0
		(純資産の部)	
		株主資本	10,000,000
		資本金	10,000,000
		純資産合計	10,000,000
資産合計	10,000,000	負債及び純資産合計	10,000,000